

1. 議事日程

(第12回 産業厚生常任委員会)

令和8年 6月24日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【産業部】

①議案第40号 安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(2) 報告事項【産業部】

①有害鳥獣対策について
②緊急銃猟について

(3) 報告事項【福祉保健部】

①「安芸高田市新型インフルエンザ等対策行動計画」改正について

3、その他

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長 南 澤 克 彦
委員 佐々木 智 之
委員 浅 枝 久美子
委員 金 行 哲 昭

副委員長 新 田 和 明
委員 熊 高 慎 二
委員 宍 戸 邦 夫
委員 秋 田 雅 朝

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(10名)

市 長 藤 本 悦 志 副 市 長 杉 安 明 彦
福 祉 保 健 部 長 高 下 正 晴 産 業 部 長 小 櫻 静 樹

【速報版】

健康推進課長	深田京子	地域営農課長	稲田圭介
商工観光課長	森竹和孝	健康推進係長	井木みつ恵
地域営農課農地利用係長	岡野順治	商工観光課観光係長	松笠和治

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	井上和志	事務局次長	國岡浩祐
総務係長	宗近弘美	主任主事	波多野奈美

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

○南澤委員長 定刻となりました。ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより第12回産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、6月11日の本会議において付託のあった1件の議案審査及び3件の報告を受けます。

議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。

藤本市長。

○藤本市長 皆さん、おはようございます。本日は1件の議案審査、3件の報告案件があります。詳細については、担当の職員のほうから資料に基づき説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○南澤委員長 それでは議事に入ります。これより産業部に係る議案審査を行います。

議案第40号、安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

森竹商工観光課長。

○森竹商工観光課長 本案は、安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。

説明資料1ページをお願いいたします。

観光振興計画の策定に伴い、その進捗状況を調査、審議するため、新たな附属機関を設置するため、所要の改正を行うものです。

また、この附属機関の設置に伴い、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例で定める非常勤の職員を追加するため、所要の改正を行うものです。

附属機関の設置に伴う委員は、学識経験者と一般の2区分としており、それぞれの報酬額は月額1万3,000円と7,000円としております。

以上で説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 この観光振興計画は市民の方も非常に期待をされている計画なのですが、本会議で同僚議員の質疑もありましたけど、委員会構成について学識経験者1名、一般8名ということの中で一般の方の人選について、今回の計画ではDX分野に強い方も必要だと思っておるのですが、一般の方8名はどのような分野を選任されるのか、お伺いいたします。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

森竹課長。

- 森竹商工観光課長 学識経験者及び一般というところで、一般のところで今から人選のほうは進めてまいりますけれども、もちろんDXであるとか、それから事業者であるとか、そういったところについては委員の人選として考えております。
- 以上でございます。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 秋田委員。
- 秋田委員 ただいまの人選についてこれからだということですが、1名と8名、前回のをちょっと引っ張り出してみたら全部で12名ぐらいいらっしゃるのですけども、どこら辺りが減らされたのか、分かりますか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 森竹課長。
- 森竹商工観光課長 学識経験者1名と委員8名ということにしておりますけれども、その中に前回の委員であれば市役所の職員も入っております。市役所の職員については報酬等は発生しませんので、その部分については今の8名のところに市役所の職員も数名加わるというような計画でおります。
- 以上です。
- 南澤委員長 秋田委員。
- 秋田委員 それで今の報酬の件なのですが、当初予算で300万円は、これは人件費ではなくて策定に係る経費ですよ、多分。ほかの委員会も一緒でしょうが、その人件費はだから別に8名分をもう予算計上してあると理解しておいていいのですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 森竹課長。
- 森竹商工観光課長 今回のこの委員報酬で、委員のほうは報酬として人件費として計上しております。
- 以上です。
- 南澤委員長 小櫻部長。
- 小櫻産業部長 今回の補正予算のほうで計上させていただきました。
- 以上です。
- 南澤委員長 秋田委員。
- 秋田委員 報酬が決まって、であれば今度はこの任期ですよ、大体、策定計画は5年で計画をされるのですが、まずは策定が先で、それから進捗をいろいろ見ていくのだということなのですけど、任期では大体何年ぐらいは思っておられますか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 森竹課長。
- 森竹商工観光課長 任期としては基本的には1年を考えております。
- 以上です。
- 南澤委員長 秋田委員。

- 秋 田 委 員 改正の趣旨でさっき説明をいただいた策定があつて、それから進捗について調査、審議するというのも書かれてあるので、それはまた違った委員会をつくられてとか、そういったことになるのですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
森竹課長。
- 森竹商工観光課長 進捗に関しては、基本的には今年度策定して、数年後に進捗状況については確認することになると思いますけれども、その際にまた再招集というか、委員会のほうを開かせていただければと思っております。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 先ほどの熊高委員の質問の関連になるかなと思うのですが、学識経験者は日額1万3,000円というコストに見合う学識経験者になるのかなというように理解をしているのですけれども、今回の学識経験者というのはどのような知見とかを主に持っているという人選で行くのか、その辺りの詳細を伺えればと思います。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
森竹課長。
- 森竹商工観光課長 人選のほうについては、これから人選のほうをしてまいりますけれども、前回の例で言うと大学教授であるとか、そういった方が学識経験者として人選されております。  
以上です。
- 南澤委員長 佐々木委員。
- 佐々木委員 先ほどにもありましたD Xとか、あの辺りにも精通というか、知識を持たれているという理解でよろしいでしょうか。
- 南澤委員長 森竹課長。
- 森竹商工観光課長 学識経験者でD Xの分野に強いというか、そういった方がいらっしゃれば、そういった人選をすることも考えられますし、一般のほうで人選するということも可能であるというように考えております。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
金行委員。
- 金 行 委 員 ちょっと初歩的なことですが、今回の観光振興計画策定委員会ですが、これは起業支援事業補助金審査委員会がございますよね、その中で今度は観光振興計画策定委員を選んで、その中で誰か試みてやってくれる人を探すのですよね。探すというか、その中でこういうことの提案は、ある意味の人材を探すというわけで理解してもいいのですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
森竹課長。
- 森竹商工観光課長 起業支援事業補助金審査委員会の委員とはまた別ということになっ

ております。

以上です。

○南澤委員長 金行委員。

○金行委員 観光振興計画策定委員というのは、もともとは起業支援補助金委員とは別という考えでよろしいのですか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

小櫻部長。

○小櫻産業部長 今、議案の中に多分上側に起業支援事業補助金審査委員とあるのですけれども、その下の太枠で囲んであるところ、観光振興計画策定委員というのを今回上程させていただいたということで、上の部分は関係ないという形になります。別で観光振興計画の策定委員を、今回、報酬条例のほうに組み込んだという形です。

以上です。

○南澤委員長 金行委員。

○金行委員 今、学識経験者と一般の中から8名ですね、その中でいろいろな議論、アイデア等々を聞くとか、話し合うということで認識してもよろしいということでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

森竹課長。

○森竹商工観光課長 はい、そのとおりでございます。

○南澤委員長 金行委員。

○金行委員 その分で次の本当に何か起業しようというメンバーではなしにほかの人が安芸高田市でこういうことをやろうということも、その人らのリーダーの下に将来やっていけるということによろしいですかね。

○南澤委員長 答弁を求めます。

森竹課長。

○森竹商工観光課長 あくまでも振興計画ですので、振興計画の素案を見てもらって、安芸高田市の観光に関する方向性であるとか、目指すべき姿であるとか、そういったものを議論していただく場というように理解しております。

○南澤委員長 よろしいですか。

金行委員。

○金行委員 ちょっと私の考え過ぎだったかも分からない、その次の段階の、そういう人が議論してもらった分を何か安芸高田市で観光にはこういう起業をやりたいとかという人材が出てくるのではないかと思ったもので、そういうのをちょっと聞いたのですが、その委員会によって、そういう人材を送り出すというのか、安芸高田市の観光をもっと伸ばそうという人材を求めているということは思ってもよろしいでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

森竹課長。

○森竹商工観光課長 起業はあくまでも起業委員会が別にあって、今回は観光振興計画の

委員でありますので、観光に関する議論のほうをしていただければというように思っております。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 この策定委員会の進捗などは議事録の公開等をされるのか、お伺いします。

○南澤委員長 答弁を求めます。

森竹課長。

○森竹商工観光課長 議事録の公開等については、これから検討してまいりたいと思います。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第40号、安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第40号の審査を終了します。

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時14分 休憩

午前10時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

続いて、報告事項に移ります。

有害鳥獣対策について、報告を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長 よろしく願いいたします。

説明資料の1ページを御覧ください。

2026年度の実績となります。

1、有害鳥獣による農作物の被害額ですが、2,119万円となりました。これは被害額の中に高宮町の鍋石地区で法人が定植されたジャガイモが多大な被害を受けたことが算入されていることが大きく起因しております。

2、捕獲実績ですが、鹿は昨年度に引き続いて4,000頭を超えることができました。猪は716頭と大きく減少しておりますが、捕獲班の方に伺ったところ、全体的には頭数は減っているとのことでした。

しかし被害相談もたくさんありましたので、引き続き捕獲に取り組んでいただくように依頼をかけております。

(2)は、県事業による広域捕獲事業に取り組みました。実施地区は、甲田町の元岸本牧場近辺の山林で、くくりわなを活用した捕獲を行いました。

(3)鳥獣被害対策実施隊の活動実績となります。市民からの被害報告に対して、ネットにかかった獣の対応や緊急時の調査、わな設置等の活動実績となります。

3、有害鳥獣対策実績のうち、(1)国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業のうち、推進事業として、箱わな、くくりわなの導入、緊急捕獲事業として、ジビエの処理場に搬入して個体確認をした鹿505頭分を事業対象としました。

集落点検の促進として、テゴスと委託契約をして、向原町戸島地区でのGPS発信機をつけた猿の移動経路や獣の生態等の座学講座を行いました。

また、鳥獣被害対策実施隊を対象とした研修会を3回開催し、見聞を広めてもらいました。

次に、3ページをお開きください。

整備事業として、5地区にワイヤーメッシュの侵入防止の整備を図りました。

次に、市補助事業の①侵入防護柵補助金は、17件の申請で19キロメートルの申請を受けました。引き続き対応していくべきものと考えております。

②捕獲檻は、檻を購入して捕獲班員と協力して捕獲を行うもので、市としても普及を図っていきたいと考えております。

③④の補助事業については御確認をしてください。

(4)連携事業としまして、①生活環境被害防止対策事業は、県費補助を活用して熊の誘引となる不要となった柿や栗などの伐倒をするもので、111本を対象としました。

②として、①の県補助金を活用して熊の捕獲檻を1台購入しました。

③として、広島県鳥獣対策等地域支援機構、通称テゴスと言っておりますが、については広島県が主体として行っている地域支援組織で、当初の5市町から新たに5市町が参画し、全部で10市町となりました。フィールドアドバイザーが駐在して、市民からの相談業務や現地指導等を行っております。

④については御確認ください。

4、ジビエ及びペットフード事業ですが、豚熱の関係で引き続き猪の

搬入及び販売を行っておりません。全体としましては1,053万円の売上げとなりました。

ここで資料の訂正をさせていただきたいのですが、②の搬入状況ですが、2025年の搬入頭数を現在515頭と記載しておりますが、548頭の誤りでしたので、合計を含めて548頭と訂正させてください。誠に申し訳ございません。

次に、2026年度の事業計画です。

(1)国庫補助事業ですが、推進事業として箱わな2基とくくりわな150基の購入、ジビエ処理施設に持ち込んだ鹿を補助事業の対象として鹿600頭を見込み、市費の節減に努めます。

整備事業として、8地区のワイヤーメッシュ柵の設置を計画しております。

(2)県の事業の活用として、鹿特別対策事業として、甲田町でのくくりわなを活用した捕獲を行います。

また、昨年に引き続き、不要果樹の伐倒として、上限2万円として100万円の補助を行います。

(3)広島県が主体として行っている地域支援組織について、参画市町が2025年度から10市町になっておりますが、引き続き県全体での取組となるよう要望していく予定です。

(4)市補助事業については、例年どおりの事業を計画しております。

(5)ジビエ振興については、2025年度で概略設計を行いました。2026年では詳細設計を行い、2027年度の施設整備を行い、2028年度からの供用開始を目指しております。これにより、捕獲頭数の増加と捕獲者の個体処分の負担軽減を図れることを目標としております。

また、下段にジビエ事業の方向性を記述しておりますが、民間活力を活用した産品開発をして、位置づけも含め、引き続き検討を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

○南澤委員長      これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員      まず3ページなのですけれども、(4)有害鳥獣対策連携事業の実績にある申請件数39件とあるのですけれども、これは補助金の額が100万円の中で、全部の申請に対応できたということでしょうか確認します。

○南澤委員長      答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長      申請件数39件で、1件に当たり例えば3本とか5本とかいう申請をされている方がおられます。その中で実際には130本ぐらい申請がありまして、傾斜配分として件数で申請された本数を割って、3本までは、ある程度の予算を見せてもらって、そこから4本以上についてはちょっと少額にさせてもらうような形で傾斜配分をさせていただきました。それを

申請者に対して、これでもいいですかというような形で了解を取ったところ、それで大丈夫だというふうに言われたのが111本の成果という形になります。

以上です。

○南澤委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 確認の趣旨として、要は要望があった件数というのが全員に对应されているのであれば事業としても成果があるのかなと思ひまして、補助額が足りるのか、足りないのかというところの確認をしたかったので、その辺りで申請件数には全て对应したということで理解してよろしいでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 申請があつて、上限2万円という形なので、それでちょっと減額になつてでも、それでよろしいですかという部分で了解を得た分については全部が対応したという形になりますので、御理解ください。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅枝委員。

○浅枝委員 2ページの上段の成果と課題のところなのですが、5段目の地域ぐるみの対策に向けた機運が高まつたというようにあるのですが、これはわなの設置への機運が高まつたということなのか、それとも地域の住民が環境整備に乗り出すという感じの機運が高まつたという感じなのか、お伺いします。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 この地区につきましては、猿等が頻繁に出るのと、猪、鹿が出ているのですが、環境整備をすることによって、そういう獣害に対する対応ができるという形での機運という形になります。

猿に対していくとなると今度は地獄檻とかなんかの購入をして設置という形になってくるのですが、そこまでは至っていませんけど、捕獲檻を捕獲班と合同で設置して、捕獲についても対応していこうとかという形での機運が高まつたというように御理解ください。

以上です。

○南澤委員長 浅枝委員。

○浅枝委員 ということは檻が設置されたことで周りもきれいにして、みんなで整備していこうという感じにもなっているということですか。

○南澤委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 まだ檻までは購入はされていませんけど、そういう方向に進めていくというような形で地域の方は思っておられるみたいです。

以上です。

○南澤委員長 浅枝委員。

- 浅 枝 委 員 同 じ と こ ろ の 2 段 下 の 文 章 で 、 地 域 全 体 で 取 り 組 む 体 制 づ く り に 課 題 が 残 っ た と い う と こ ろ な の で す け ど 、 具 体 的 に は ど の よ う な 課 題 が 残 っ た の か 伺 い ま す。
- 南澤委員長 答 弁 を 求 め ま す。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 こ れ に つ い て は 猿 の 対 策 と い う 形 に な り ま し て 、 先 ほ ど 言 っ た よ う に 猿 の 対 応 を し て い く と な る と や は り 地 獄 檻 を 設 置 す る と か と い う 形 に な っ て き ま す が 、 こ れ に つ い て は 、 今 の と こ ろ 、 ま だ そ こ ま で 踏 み 込 ん だ 形 で な い と い う 意 味 で の 記 述 に な り ま す。  
以 上 で す。
- 南澤委員長 ほ か に 質 疑 は あ り ま せ ん か。  
熊高委員。
- 熊 高 委 員 3 ペ ー ジ 目 、 市 の 補 助 事 業 の ③ 水 産 資 源 被 害 対 策 補 助 金 な の で す け れ ど も 、 ほ か の 補 助 金 は 過 去 の 推 移 が 書 い て あ る の で す け れ ど も 、 こ れ は 2025 年 度 だ け の 事 業 だ っ た と い う こ と で よ ろ し い で し ょ う か 、 過 去 の 推 移 が も し あ れ ば 教 え て も ら い た い の で す け ど 、 お 願 い し ま す。
- 南澤委員長 答 弁 を 求 め ま す。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 こ の 事 業 に つ き ま し て は 、 毎 年 、 漁 協 の 方 と 漁 協 が 組 ん で お ら れ る 捕 獲 班 が お ら れ ま す 、 そ の 方 か ら 上 が っ て く る 部 分 で 1 羽 当 たり 1,500 円 等 を 支 払 っ て い る 部 分 で 、 過 去 の 実 績 に つ い て は 、 今 ち ょ っ と 資 料 が す ぐ に 出 ない の で 申 し 訳 ない で す け ど 、 毎 年 や っ て い る も の に な り ま す。  
以 上 で す。
- 南澤委員長 ほ か に 質 疑 は あ り ま せ ん か。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 4 ペ ー ジ の 4 番 の ジ ビ エ 及 び ペ ッ ト フ ー ド 事 業 の 取 組 状 況 の 下 の ① 販 売 状 況 な の で す け れ ど も 、 過 去 に も 確 認 し た か も し れ ない の で す け れ ど も 、 も う 一 度 、 集 計 が 単 位 が 円 に な っ て い る の で 759 万 7,660 円 と い う と こ ろ は 、 こ れ は 出 荷 価 格 な の か 、 要 は お 店 で 売 れ た 額 を 集 計 さ れ て い る の か 確 認 し た い と い い ま す。
- 南澤委員長 答 弁 を 求 め ま す。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 こ れ は 販 売 し た 価 格 の 合 計 と い う 形 に な り ま す。
- 南澤委員長 佐 々 木 委 員。
- 佐々木委員 と い う こ と は 、 販 売 さ れ て い る お 店 と い う と こ ろ を 網 羅 さ れ て い る 上 で 、 そ の 販 売 額 を 集 計 し た と い う こ と で よ ろ し い で す か。
- 南澤委員長 稲 田 課 長。
- 稲田地域営農課長 こ れ に つ き ま し て は 、 東 京 都 内 な ん か も ネ ッ ト で 注 文 を 受 け た り し ま す 、 そ の 部 分 の 販 売 価 格 と い う 形 に な り ま す 。 そ れ も 含 め た 形 で 全 部 の 販 売 価 格 と い う 形 に な り ま す 。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありますか。

秋田委員。

○秋田委員

まず1ページ目で、冒頭、農作物の被害額ということで増額になった理由は、高宮町鍋石のジャガイモの被害が多かったということで、この見方が、鹿とか猪とかで被害額を書いているのですが、鍋石のジャガイモは猪が掘ったのですか、それとも鹿が葉っぱを食べたのですか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長

被害額の推定というのがなかなか難しいところがありまして、水稻とかは共済組合等々の聞き取り、あと現地でうちの職員等が行って、被害額をある程度推定して計上する部分もあります。

今回、鍋石地区での法人の定植部分で言えば、猪でトウモロコシ等も含めた形になっておって、猪での被害が567万円ぐらいあったという形で聞いております。ですから、猪は今のトウモロコシとジャガイモで567万円ぐらい、鹿についてはトウモロコシ等の被害として330万円ぐらいが被害を受けたよという形を聞き取った部分を足させていただいてるという形になりますので、御理解ください。

以上です。

○南澤委員長

秋田委員。

○秋田委員

被害額の補償については、市ではなくて、先ほど申されたようにJ Aですか、何かそういう被害額が出て、直接、市が出すものではないと思うのですが、その被害が出ないように有害鳥獣対策で防護柵とか、猪なら電牧ですか、その辺りの支援をされているのですが、鍋石はまだ新しいのですけれども、そんな支援というのは全然されていないのですか、地元で申し訳ない、分かんのですが、そういうことはされているのですか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長

この鍋石地区につきましては、県の圃場整備事業が入っております。圃場整備が完成した段階で、防護柵という網を設置しております。今回、トウモロコシとかジャガイモについては、その張った網のちょっと弱いところから入ってきたという状況になります。

今年につきましては、その上にジャガイモ等を植えているところに電気柵を張られております。今のところ、それによって被害は止まっているというように聞いております。

以上です。

○南澤委員長

秋田委員。

○秋田委員

もう一点、4ページ目で2026年度の有害鳥獣対策として国のほうへ補助事業の申請をされたということで、箱わなとくくりわな等の説明が書

いてあるのですが、申請があったものは全部、国の補助でやっておられる、まだこれじゃない、もうちょっとやらないといけない数があるとかというのが、この2基とかで150基とかというところに表れているのでしょうか、まだ残りがあるのですか。

○南澤委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 箱わなとくくりわな等につきましては、現在、捕獲班の方に渡させていただいて活用していただいていると。これにつきましては捕獲班のほうから要望を聞き取りまして、それを国のほうに導入として補助金をもらうというような申請をしているという形になります。

以上です。

○南澤委員長 秋田委員。

○秋田委員 だから申請されたものは全部充足されているということですよね、これは。

○南澤委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 昨年度、要望して、今年度それについては予算が来ております。

以上です。

○南澤委員長 秋田委員。

○秋田委員 最後、もう一点、5ページのジビエ振興のところでスケジュールが書いてあるのですが、今後このスケジュールによって進んでいくのだと思うのですが、一番上の4月の中で有害鳥獣捕獲班との最終調整が4月に終わっているということで、そこら辺りでいろいろ意見が出たのかどうか、なかなか分からないので、最終的に合意をされた意見ということで理解をしておけばいいのでしょうか、いろいろ意見が出たと思うのですが、そこら辺り何かあればお願いしたいと思うのですが。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 ここにつきましては調整をしたという形になっておりますが、捕獲班の方のほうも、現在、施設の規模が1,800頭持込みがあるというような形での設計になっております。ただ、本当にそれを入れることができるのかというので、そこらを今、捕獲班の方にアンケートを取ったりして、意向を確認しているところがあります。

以上です。

○南澤委員長 秋田委員。

○秋田委員 意向の確認を今しているということで、それはまだ終わってなくて、大体いつ頃それが終わるのですか、その確認というか。

○南澤委員長 小櫻部長。

○小櫻産業部長 まずスケジュールなのですが、現在4月と書いてあるけど8月までということで、今、実施中という形でございます。それで班長会議等々で、先ほど課長が言いましたけれども、先ほどの搬入などの課題も出ました。そこについて現在アンケートを実施させていただいておりま

す。こちらのほうは今返ってきておりますので、これらをまた集計したり、意見なんかは自由記載欄もございますので、そこらのほうを確認して、また今後の運営というか、そこらについてちょっと反映していきたいと思います。今まだ集計中という形で、今返ってきておる段階でございます。

以上です。

○南澤委員長

秋田委員。

○秋田委員

私が申し上げたかったのは、アンケートでいろいろ意見を聞かれているということなので、その反映が本当にできるかどうかは分かりませんが、いろいろ選択しなければいけないと思うのですが、意見を聞くことがあるのですね、今進行されていることについて。だからアンケート、あるいは意見で生かせるところは生かしていただきたいということがお伺いしたかったところで、よろしく願いいたしたいと思います。

○南澤委員長

答弁はよろしいですか。

○秋田委員

あれば、お願いします。

○南澤委員長

答弁を求めます。

小櫻部長。

○小櫻産業部長

自由記載欄とかはいろいろな意見が出てくると思いますので、その辺、反映できるものは反映していきたいと考えております。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

4ページ目、4番目なのですけれども、ジビエ及びペットフード事業の取組状況の中で、搬入状況が2025年は鹿については減少しております。上側の①については鹿の食用については売上げが増加しているのですが、何か理由は把握されていますでしょうか、お願いいたします。

○南澤委員長

答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長

これについては特に因果関係はないのかなというように思っておりますが、在庫等もありますし、そこらがあるのかと、ちょっとここは正式に分析までしていない状況でございます。

以上です。

○南澤委員長

熊高委員。

○熊高委員

ペットフードが大分減っているんで、ペットフードから食用になったのかなと考えたのですが、その辺はいかがでしょうか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長

ある程度、食用で用意しておって、ペットフードが増えたのでそっちへ回すことはあるのですが、もう最初からペットフードの部分で食用に回るのはなかなか難しいかなというように思っていますので、そう

ではないのかなというように思います。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 5ページの(5)の最後のところ、ジビエ事業の方向性としてさらなるブランド強化を目指してというところがあるのですが、基本的にブランドを推進していくのは恐らく誰かが旗振りというか、軸になるような方とか組織がないと難しいのかなと思うのですが、それは市が行うというところで理解してよろしいでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 この食肉処理場で扱っている部分はDEER鹿とかという形でホームページ等でいろいろ紹介していただいている状況です。それは販売者がやっただいておるのですが、安芸高田市で新たに製品とした形のブランド化を市としても進めていければというように思っておる状況で書かせていただいております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅枝委員。

○浅枝委員 同じく5ページの(5)なのですが、地域資源は、先ほども同僚議員のブランド強化というところを踏まえると、現在更新をされていない国産ジビエ認証のほうというのはやはり必須かなと思うのですが、その辺は方向性のほうに入っていないのですが、いかがお考えですか。

○南澤委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 行く行くはやはりまたジビエ認証を取る形でやっていくようになるかなと思いますが、現段階ではジビエ認証をした場合、かなりのお金が必要になってきます。現在、販売としては、できた部分については販売ができていますので、そこを前の回で認証が切れるときに再度の認証を受けることはちょっとやめたという形になります。ただ、ここから先、また新たな製造ができたときに、その認証を持っているほうが有利という形が判断できれば認証に持っていきたいと思います。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、有害鳥獣対策についての報告を終了いたします。

次に、緊急銃猟について、報告を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長 説明資料2の6ページを御覧ください。

緊急銃猟についてです。

1、目的ですが、昨年より連日のように報道される熊による人的被害を受け、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これまで人の日常圏内において過去の最高裁判所の判例を基準として、半径200メートル以内に人家が10軒ある場所では銃器の発砲はできないとされておりましたが、ある一定の要件を満たせば、市長の判断により銃器で対応ができることとなりました。

2、その実施要件ですが、市長の判断となっておりますが、実務担当として産業部長の判断で行うように考えております。

①危険鳥獣、熊等が人の日常生活圏、住居、広場、乗り物等に侵入し、②危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で、③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、④避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合には、危険鳥獣の銃猟を捕獲者に委託して実施させることができることとなりました。

3、今回、このマニュアルの整備を行っております。

4、捕獲体制ですが、現在3名の方を捕獲者として委嘱を行うように計画しております。この方は、県で行った緊急銃猟の説明会で本市での従事者として協力してもよいと意思表示された方となります。

5、その選定基準としては、旧町ごとでなく、銃猟に精通しており、視野が広く、状況判断が的確で胆力があり、繊細な方を選定するように思っております。

また、年2回から3回程度の射場での訓練に参加できるとさせていただいております。

6、報酬については、緊急銃猟発生時に従事いただいた場合に3万円としております。

7、事故発生時の対応として、緊急銃猟により物損事故が発生した場合には市の保険で対応する予定です。

また、人身事故の場合は、国の国家賠償により補償することとなっております。

7ページを御覧ください。

実施の流れとなります。

(1)通報時の対応として、目撃者からの聞き取り、関係者への情報共有や住民への周知や注意喚起、個体の搜索及び監視、(2)対応方針の検討と県への応援要請、(3)緊急銃猟に関する計画の調整、(4)安全を確保するための措置の実施、通行禁止、制限、避難誘導、緊急銃猟のための土地の立入りの承諾、(5)で緊急銃猟の実施という形になります。

(6)原状回復、損失の確認、安全を確保する措置の解除を行っていくことになります。

8ページを御覧ください。

実施するための関係部署との役割分担を表しております。

ただし、実施に当たっては実施要件の全てがクリアされていなければなりません。そのため、熊が動き回っている場合は対応できません。あくまで動き疲れてじっととどまり、膠着状態が続いた場合の対応となることを御承知ください。

以上で説明を終わります。

○南澤委員長      これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員      7ページのフローで確認なのですが、これは一連の流れが出ていると思うのですが、時間軸的なところで言ったら、これはもう数時間とか、それぐらいの時間帯での流れになるのでしょうか。

○南澤委員長      答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長      時によっては数時間でやることになるかもしれないし、もしかしたら3時間、4時間かかることもあるかもしれません。相手が獣なので、そこらの状況を判断しながらという形になりますので、時間が1時間で済むかどうかというのは、そのときの状況という形で行くようになると思います。

以上です。

○南澤委員長      佐々木委員。

○佐々木委員      関連してなのですが、8ページで対応者のところが幾つか列挙されているのですが、結構職員の人数を要するのかなというふうに自分の中では認識しまして、役割の兼任などというところも可能というように書いてあるのですが、これは現実的には兼任等がなくても可能な対応の措置なのか、確認しておきたいと思います。

○南澤委員長      答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長      これは最低限という形になりますので、状況によっては他の部署にもお願いすることがあるかもしれませんが、一応これで最低限で最初は取り組んでいくような形で書いておる状況にあります。

以上です。

○南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員      6ページの件ですが、報酬費等がございますよね。あれは時間とか日数とかというのは、招集をかけたなら3万円とありますが、3万円が固定的に、時間とは関係ない、日にち等とは関係ない、1日だったら6万円なんてことはあるのでしょうか。

○南澤委員長      答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長      実施をすることになって、その方が対応していただいたらもう3万円

ということで支払いをさせていただくというように思っております。  
以上です。

○南澤委員長

金行委員。

○金行委員

ちょっと確認、それは2日かかろうが、3日かかろうが3万円と理解していいですか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長

すみません、これについては1日という。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員

確認なのですが、6ページの目的のところでは法律が変わって、半径が200メートルでしたか、直径が200メートルだったのですかね、銃の発砲ができないという規制がありますよね。これが改正になったというのは、緊急銃猟の場合に限って、これが改正されたということですかね。

○南澤委員長

答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長

これにつきましては最高裁判所の判例というふうに先ほど説明させていただきましたが、半径200メートル以内に人家等が10軒あれば、そこはもう人が生活している圏内という形になるので発砲ができない区域という形になってくるということです。

それが今回、法の改正の中で緊急銃猟の場合は、そこで銃によって鳥獣の銃猟ができるという特別な形ができたという形で御理解ください。

以上です。

○南澤委員長

宍戸委員。

○宍戸委員

分かりました。

ここで書いてあるのは、「熊等が」といって書いてあるのですけれども、熊以外に何か該当する動物はいるのですか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長

今回のこの法の改正の中では、熊と猪という形になります。猪も小さい猪は別で、大型の成獣の猪という形で規定されております。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員

4番の捕獲体制のところの候補者3名ということで安芸高田市に来てくださることなのですが、たまたまこの日に皆さんが出払ったから安芸高田市に行けないよということがもしあったときには何か対応策等を考えていらっしゃるのか、1点伺います。

○南澤委員長

答弁を求めます。

稲田課長。

- 稲田地域営農課長 実施については、一応捕獲者が1人で、それに付随して助手として1人という形で、実施については2人という体制をうちのほうでは思っています。3人おれば、4人おればぐらいなのですが、誰かがおっていたかなというように思っております。
- 現在、捕獲者として委嘱しようとする方は安芸高田市の方なので、比較的何とかなるかなというように思っています。
- 以上です。
- 南澤委員長 新田委員。
- 新田委員 今日の農業新聞等々にありましたけれども、ガバメントハンターですかね、市役所でもう1名雇用しようとか、特にこれは一般質問になってはいけないのですが、そういった方向性をもし考えてらっしゃることで、ここで答弁いただけるものであればいただきたいと思うのですが、どんなでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。
- ガバメントハンターについては全国的にも取り入れているところもあると思うのですが、その個人について仕事がついて回るというか、責任を負わせるという部分が出てきますので、周辺の自治体で取り入れている自治体のほうの状況を見ながら、どうしても必要であれば私も含めて検討していきたいと思います。
- 以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 佐々木委員。
- 佐々木委員 確認なのですが、8ページの最下段、米印で書いてあるところの各役割の責任者については県や警察が担うことができないため、留意が必要であるという、この留意というのは、どのようなことを意識しておかないといけないのかというところを確認します。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 これにつきましては県のほうがつくっているマニュアルをそのまま参考にさせていただいているところもありますので、ここの部分につきましては、安易に市町がつくる中で県とか警察のほうへ、そこのリーダー格を位置づけては駄目よというような形で、注意書きというように思っていたいただければと思います。
- 以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、緊急銃猟についての報告を終了いたします。

ここで、おおむね1時間が経過しましたので、換気及び説明員入替えのため、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長

休憩を閉じて会議を再開します。

これより、福祉保健部に係る報告事項に入ります。

安芸高田市新型インフルエンザ等対策行動計画改正について、報告を求めます。

深田健康推進課長。

○深田健康推進課長

それでは、説明をさせていただきます。

安芸高田市新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて策定するもので、今回の策定に当たっては広島県や関係機関などと内容の確認をしながら取りまとめました。この計画を県に提出するに当たり、議会に報告させていただいたものです。

行動計画自体については本会議初日に皆様に配付されておりますので、本日はこのポイントについて資料に基づいて説明をさせていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。

2の改定の趣旨、経緯についてです。

2024年7月、国が新型インフルエンザ等の感染症対策において、過去の感染症を踏まえ、幅広い呼吸器感染症等の拡大時に適切に対応することができるよう、政府行動計画の大幅な改定を行いました。これを受け、広島県が2025年3月に広島県新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、本市でも広島県の計画に基づき、行動計画を2026年4月に改定しました。

次に、3の改定の目的です。

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、平時から体制づくりを行い、市民生活や市民経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的としております。

次に、4の市行動計画の主な改定ポイントについてです。

現行では4つの発生段階から構成されていましたが、国や県の計画に合わせ、準備期、初動期、対応期の3つの対応期へ改定しました。日頃より国や県から情報を集め、準備期、初動期、対応期に応じ、迅速に対応ができるよう体制を整える内容となっています。

また、対策項目としましては、リスクコミュニケーション、保健、物資を加え、8つの対策項目へ改定しています。

次に、裏面の5、対策項目の考え方と主な市の取組です。

このたび改定された主なところについて説明します。

(2)の情報提供・共有にリスクコミュニケーションが追加となってい

ます。感染危機においては様々な情報が錯綜しやすい状況となるため、科学的根拠に基づいた正確な情報が提供でき、適切に判断や行動が取れるよう、分かりやすく情報提供・共有を行って、情報や意見のやり取りを通じて市民の不安軽減に努めることが大切であるため、この項目を追加しております。

次に、(6)の保健です。

これは県が行う自宅療養者の健康観察や食料と生活物資の提供に対し、市が協力するものです。

次に、(7)の物資です。

これは感染症対策物資を備蓄し、有事に必要な物資の確保に努めるものです。災害対策による備蓄品と兼ねるように考えております。

計画の公表については、7月上旬に市のホームページで行う予定です。

以上で説明を終わります。

○南澤委員長      これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員      対策項目のほうなのですけれども、広島県は13項目を挙げられていたかなと思うのですけれども、これを8項目にされたのは市の実情を踏まえてということで理解してよろしいでしょうか。

○南澤委員長      答弁を求めます。

深田課長。

○深田健康推進課長      そのとおりで、県、国、市町それぞれの役割がありまして、感染症の情報収集、分析やリスク評価、治療や検査などは国や県が行う役目となっておりますので、その項目については市の計画のほうから省いております。

○南澤委員長      ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員      市役所の職員も感染のリスクがある中で業務継続計画を立てられているとは思いますが、今回の改定で市役所各部署の業務継続計画の見直しはされたのかどうか、お伺いいたします。

○南澤委員長      答弁を求めます。

深田課長。

○深田健康推進課長      今、この計画を説明させていただきましたけれども、業務継続計画についても、今、作成している最中でございます。

○南澤委員長      熊高委員。

○熊高委員      同じお答えになるかもしれませんが、医療機関なども事業継続計画を立てられておりますけれども、医療機関との関係の事業継続計画についても打ち合わせされていきますでしょうか、お伺いします。

○南澤委員長      深田課長。

○深田健康推進課長      医療機関のことについては、また連携を取りながら確認をしていく必要があるかなと思っております。

- 南澤委員長 熊高委員。
- 熊高委員 改正の目的の中で市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにというように書いてありますけれども、今回の改定で、例えば学校の休校判断とか、オンライン授業への切替えなど、基準や考え方の変化はあるのでしょうか、お伺いします。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 深田課長。
- 深田健康推進課長 学校の件につきましては、この計画のほうには載せていませんので、また違った計画のほうになると思います。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 佐々木委員。
- 佐々木委員 対策項目の中の(2)のイのところでは市民等との双方向のコミュニケーションということで、これは実際の計画の中でいうと28ページの中段から下のほうに大きく4つに分けて、情報共有・提供等というところで示されているのですけれども、例えば子どもに関して学校教育の現場を始めというところで理解しやすいイラストの活用やというところなのですけれども、分かりやすく伝えようと思うと今までとあまり大きく変わることもないのかなというように思うのですけれども、その辺りもこの実行計画を策定されると何か変わってくるのかというところがもし具体的にあれば、お伺いしたいです。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 深田課長。
- 深田健康推進課長 情報提供の出し方といったところで工夫が必要かなと思うのですけれども、感染予防対策についてのチラシなんかをもう少し子どもにも分かるような内容のものに変えていく必要があるかなと思っております。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、安芸高田市新型インフルエンザ等対策行動計画改正についての報告を終了いたします。
- ここで、執行部退席のため、暫時休憩いたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午前11時19分 休憩
- 午前11時20分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。
- 続いて、その他の項に入ります。
- 現在、本委員会では所管事務調査を行っておりませんので、閉会中の継続調査の申出は行わないことといたします。
- その他、皆さんから何かございませんか。
- 〔意見なし〕

- 南澤委員長      ないようでしたら、これでその他の項を終わります。  
                      なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等がありましたら、御発言願います。  
                      〔発言なし〕
- 南澤委員長      それでは、委員会報告書の作成については正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。  
                      〔異議なし〕
- 南澤委員長      異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
                      以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。  
                      以上で、第12回産業厚生常任委員会を閉会いたします。  
                      お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時21分 閉会